

平成30年度第1回福島県自立支援協議会会議概要

日 時：平成30年7月10日(火) 午後1時30分～午後4時

場 所：福島県庁西庁舎12階 仮設会議室

出席者：委員6名、専門部会長5名、オブザーバー4名、事務局13名

<次第>

- 1 開 会
 - 2 あいさつ（福島県保健福祉部障がい福祉課長）
 - 3 報 告
 - (1) 自立支援協議会各部会及び各圏域活動状況の報告について
 - (2) 第4次福島県障がい者計画の実施状況について
 - (3) 第4期福島県障がい福祉計画の実施状況について
 - 4 議 事
 - (1) 「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（仮称）」及び「福島県手話言語条例（仮称）」の素案について
 - 5 その他
 - 6 閉 会
-

<報告>

1 各専門部会からの活動報告

(1) 地域生活支援部会【部会長説明】

- ・地域定着の活動について
- ・地域生活支援拠点の勉強会について
- ・研修会について
- ・今年度の予定について

(意見)

- ・地域で支える仕組みがないと、地域移行と言っても難しいのではないか。
- ・地域で支える仕組みがないために入所になっていく、この流れを止めないと、地域移行は広がっていかない

⇒（地域生活支援部会長）

- ・実際、グループホームについても人材が不足して、廃止しているものもある。
地域で支えるためにも、見せる化が必要で、視覚的なもので訴えるのも必要なのかと考える。
- ・施設入所については、新しい入所施設はできていないので、その中で地域移行した実績である。
相談体制が、サービスを提供するということになり、基本的な相談をしないで、本人の意向が反映

されていないことも考えられる。

(意見)

- ・ 県が福祉分野に就職する人に対して資金を出すとか、活用できる仕組みが、障がい福祉課の制度だけでなく、共生社会に向けて情報を共有し、制度を利用できるか検討する必要がある。

⇒ (地域生活支援部会)

- ・ 地域包括まで含め人材をいかに育成するかというのは、県としてコマーシャルなどで説明していかなければならない。

⇒ (障がい福祉課)

- ・ 人材確保について、障がいと介護を合わせて推進しているということが、障がい分野の皆さんに周知されていないということなので検討していきたい。

(意見)

- ・ 人材関係で、就業、再就職など、就業教育への積極的なアプローチも重要かと思う。
- ・ 介護には、サポート体制として、就業教育の支援もあるので、転職者に対する制度活用をPRしていく必要がある。
- ・ 新卒者はかなり難しいと思うが、福祉系の仕事の魅力というものでアプローチしていくのも重要かと思う。
- ・ 障がい者で病院から退院した方も、高齢者のショートステイを使えるよう検討したが、介護と障がい福祉は違いがありすぎて、なかなか共有ができていないが、ショートステイを使えるようにという話も出ている。
- ・ 地域包括ケアシステムというのは、地域で1人暮らしができることを目指して、居宅でも生活支援していくことなので、知的障がい者の方も地域で使える資源が作られていくよう考える必要がある。

(意見)

- ・ 障がい者で高齢者がたくさんいるので地域共生社会の実現が必要。
福島県で1つ手本を示せば市町村も参考にして、今後の活動に活かせると思う。
- ・ 今年の春の研修会のアンケート結果から、関係者がいる方は支援に対する思いを持っているので、よい人材が確保できるのではないかと参考までお知らせする。

(意見)

- ・ 児童施設の重度の子どもの支援については、県内でどこも受け入れ先がない。
県にも参加してもらい、全体で見直す作業をしていただきたい。
- ・ 入所施設の機能について、有期限で地域移行ができることを県も一緒に検討してほしい。

(2) 人材育成部会【部会長説明】

- ・各種研修について
- ・ビジョンに基づく圏域の人材育成について
- ・平成30年度の活動計画について
- ・各圏域のビジョンについて
- ・県のビジョンについて

(意見)

・初任者研修に参加する人は多くなっているが、現場の相談支援専門員は四苦八苦している状態で、国が定めた基準以上の数を持っている。

県の自立支援協議会で、相談支援専門員がどのくらい不足していて、どのくらい研修に申し込んでいるのかを把握し研修制度の仕組みを作らないと、事業所はとりあえず研修には出すが現場には配置されないという人たちも出てくる。

地域の仕組みを作ると言うのであれば自立支援協議会を活かしながら、初任者研修の人材の必要な数字を出していくのはどうか。

・自分で気づいていくことは大事だが、スキルがないと困難だと思うので、基幹相談支援センターや他の相談支援専門員がフォローする仕組みが必要と思う。

・介護保険の地域包括支援センターと連携しながら、相談員が作成したプランを評価していく制度を作ってはどうかと思う。

・研修期間が増え、何回も研修を担当する講師は業務と掛け持ちで大変だと思うので、全員でやるのではなく地区等で分担してできればよいと思う。

⇒ (人材育成部会)

・国も介護保険も月の人数の上限を決めて管理をしている。

障がい福祉は、35件であり人数ではない。人数でいえば100名以上の利用者を抱えている場合もあり、何かトラブルがあれば対応が必要で、計画相談だけに集中することができない。

郡山市でも、どのくらい相談員が不足しているのかを分析してみたが、平均で15～20件であった。それでも一杯一杯だというのが相談員からの意見なので、どこが足かせになっているかもう少し掘り下げて分析してみたい。

・相談員を増やすことは、介護保険のような制度なら成り立つが、障がい福祉分野ではそうはいかないため、新しい事業所が増えない状況になっているのではないかと感じている。

・研修企画では、講師となれる人は限られており、圏域とかに分けて少人数でやればコストも数なくて済むかもしれないが、各圏域に人材が揃っていないとできないので、時間が必要なのかと考える。

(3) 就労支援部会【部会長説明】

- ・平成29年度就労支援部会活動報告について
- ・就労継続支援、B型就労支援、工賃について
- ・B型就労関係について

(意見)

- ・企業に就職した方の定着率は、障がいのない人たちも若者世代は離職してしまっていて、ハローワークでも若者の定着が課題なので、障がいのある人たちへの心理的サポートがどうなっているのか。
- ・就労移行の見直し方と就職率がどうなっているのか、資格を取っていると福祉分野でも障害のある方を採用し就職できていくと非常にいいと思う。
就労移行される方が、資格等を習得されて就職につながることを検討して頂きたい。

(意見)

- ・定着ですが就労移行支援、A型事業所、県の定着の取り組みはなされていると思う。
- ・今年度は、報酬改定があり、定着支援事業が創設されて、月1回訪問でとか義務化されたのもあるので、定着を新卒だからではなく、定着支援していくために何をしていくかだと思う。
- ・不定期でジョブコーチが訪問して定着に関わるものの、成り立っていないこともあり、実際に待っている方は100人位いるはずなのに、ジョブコーチに支えられている人は少ないが、就労移行からの就職率というところでは何%かは上がってきている。

(意見)

- ・B型事業所の工賃アップ、一生懸命働いている人たちを見て、事業所でもめいっばいだと思う。
仕事も考えられるものは考えていると思うし、地域周辺の方々のいろいろな仕事の供給もめいっばいなので、自治体含め中小企業やライオンズクラブとか、仕事の中堅の会社の人に協力を得るため一歩踏み出していく必要がある。
平均賃金が全国平均を下まわっているが、働く意欲というのは私たち以上に、本当によくやっているので、もう少し賃金アップすれば仕事は出てくるのではないかと思う。

(意見)

- ・ある意味ストーリーが重要というか、知的障がいの方が一生懸命やって成功しているというのは、徹底した経営理念とか経営方針とか利用者さんの就労の哲学というものがあってのことだと思う。
ストーリーがあれば顧客もつくし、なにか考える場が出てくるので、自分たちの苦労話をするとか理解してもらうのも重要だと思う。
一生懸命努力しているのですから、皆さんに製品と一緒にストーリーが贈れるよう、皆さんから共感を得られるような取組をしていただきたい。

(意見)

- ・機械化とか効率化とか、無人化とかロボットとかそういう中でも、やはりそこに人が加わって、人が必死に生産できるものを、世の中に無人化で生産性だけを考えている人たちに、一つの例として訴えられると思う。

(意見)

- ・基本的にB型事業所というのは、昔の小規模事業所ではなくて、生活サポートをいかに上げるかと

というのが大前提で、その発想のところに差はある。

(意見)

・地域での利用を、最初デイケアに行つて、B型事業所に行つて、A型事業所に行つて、支援上流れをどのように次のステップに上がってもらうかを直線に考えずに、どういう曲線かも考えてほしい。

(意見)

・A型事業所で企業のような福祉事業所では、部会の中でステップアップとかして、経営的にもB型事業所よりは工賃じゃなくて給料が出ている。

(4) 子ども部会【部会長説明】

- ・平成29年度の研修および成果について
- ・地域自立支援協議会子ども関係部会連携会議について
- ・障がい児（通所、入所）新規事業所のアセスメント研修会について
- ・医療的ケア児支援について
- ・現在の課題等について
- ・児童発達支援センター地域支援機能強化について
- ・医療的ケアでの地域支援体制の構築について
- ・特別支援学校等について
- ・平成30年度の活動予定について
- ・地域の障がい児事業所間の連携について
- ・福島県内の子ども関係の協議会一覧について

(意見)

・学校計画などの小学校、中学校、高等学校、学校教育はいいと思うが、卒業の後のグループ体系を整備しないと、せっかくのつながりがなくなる。

(意見)

・部会の資料は役に立っている。地域共生社会の実現に向けてということで、ポイントは県庁内の各所属がやっていることは大変参考になる。

(意見)

・地域社会で障がいのある方たちが生活していくという部分では、子どもの時期が最も大事で相談支援専門員が子どもの相談に耳を傾けることが必要となる。

・子ども支援部会で地域の子どもたちとの交流をどう持っているのか、また、就学に上がる前の地域の子どもたちと教育委員会がかかわるきっかけを作っていないと、行き先が支援学級とか支援学校へとになるので、療育ということであれば、具体的にどういうことをやっているのかを一般の方にも知ってもらう必要がある。

・障がいの特性を地域の保育所や幼稚園に戻していくところは、児童デイや放課後デイにもっとも求められてくるのではないか。

保護者の方たちと児童デイや放課後デイで連携しながら、どう生活しやすくなるかの仕組み作りを児童相談所なり、児童デイ、放課後デイ、相談福祉相談員、保健師を含めて支援していかないと、18歳になっての地域移行は難しいので、具体的な事例があれば載せてもらいたい。

・児童デイや放課後デイを利用している時はとてもいい子ですが、生活しやすい環境でしか生活できないという環境を私たちが作ってはいけない。

児童デイや放課後デイでは、このように地域に戻していきますという支援をしていかないと、そのあとの地域移行が広がっていかない。

・医療的ケアを地域でどう支えていくのか、具体的なものが見えてこないと社会支援に道ができて、ここを利用してくださいになる。

重度の障害ある医療的ケアの必要な方でも地域の学校に行っている地域もあるので、支援の方向性が決まっていれば伺いたい。

(子ども部会)

・医療ケアは、これから話し合いの場を作るところで、地域にどれだけ必要なのか、地域によっても考え方も取り組み方も違うので、医療ケア児の話し合いの場を作る前提に、県の子ども部会の構成員メンバーの中に医療ケア児を受けているところに入ってもらっている。

医療ケアの必要な子どもは、地域によっては多数いらっしゃる場所もあるし、保健師さんに聞いたらこの地域には1人いるかいないかと答えられる方もいますので、どういったものが必要なのかこれから話し合っていかなければならない。

・通常の子ども施策との連携も課題としてあるので、地域で児童とどうかかわっていくのか、平日学校の終わる時間も遅かったりすると交流の時間が作れないのが現状なのかと思う。

土曜日に児童デイで預かっている子たちと交流を行っているが、地域の現状、他の事業所がどのように考えているのかは、今度放課後等デイサービスの連携会議も行うので、現状の把握と精力的に取り組んでいるところの紹介などで底上げができればよいと思う。

(5) 障がい者差別解消部会【部会長説明】

- ・平成29年度の活動状況について
- ・平成29年の検討内容及び成果について
- ・平成30年度の活動状況について

(意見)

なし

(6) 第4次福島県障がい者計画の実施状況について【障がい福祉課】

- ・平成27年度から平成29年度までの実施状況説明
- ・数値目標と達成状況を説明

- ・平成30年度の新規事業を説明

(意見)

・防災対策について、避難の際の名簿を作り、災害があった時には市町村の福祉計画に沿って行動するのだと思うが、名簿に載っても何も連絡がないのが現状です。

訓練のメールも入ってこないし連絡がない地域もあるが、誰とどこに避難する位は具体的にした方がよいので、市町村を通して具体的に行動に移していただければと考える。

(意見)

社会福祉関係の従事者で災害の時に、社会福祉士、介護福祉士などのネットワークの代表として現地入りをして、ネットワークを作って支援するような活動もしている。

⇒ (障がい福祉課)

・障がい者だけに限らず、災害時に支援が必要な方々に関しては、市町村が主体で県が全面的な支援ということになるが、何かあったときは近所の力が必要となる。

具体的なものを作るとなっていたが、市町村では個人情報の関係で情報共有できないなど課題も多いので検討していく。

(7) 第4期福島県障がい福祉計画の実施状況について【障がい福祉課】

- ・平成27年度から29年度までの成果目標に対する実績と結果の説明
- ・進捗率が低い項目の理由と対策等を説明
- ・第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画進めていく中で連携を図りながらPDCAを目的に市町村の研修会を開催していく。

(意見)

なし

<議事>

1 「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（仮称）の素案について

【障がい福祉課】

条例素案の説明

(意見)

なし

2 福島県手話言語条例（仮称）の素案について

【障がい福祉課】

条例素案の説明

(意見)

平成18年度に国連で採択された条約で手話は言語であるというのが認められ、手話はすでに言語であるのに名称を手話言語条例とした理由は。

⇒ (障がい福祉課)

手話は言語であるということが、まだまだ認識されていない。

あくまで手話は言語だということを広く認識してもらうために手話言語条例という名称で考えている。